

高等学校の移管に伴う教職員の勤務労働条件

1 大阪府で採用(教諭、養護教諭、実習助手、事務職員)

項目	移管前	移管後
身分	大阪市教職員	大阪府教職員
服務	市の規程を適用	府の規程を適用
分限・懲戒	市の規程を適用	府の規程を適用
給与	市の規程を適用	府の規程を適用 退職手当の在職期間及び期末勤勉手当の 調査対象期間は通算する
昇給	市の規程を適用	府の規程を適用
年次休暇	市の規程を適用	府の規程を適用 移管された時点における市の 残休暇日数を繰り越す。
特別休暇等 (職免を含む。)	市の規程を適用	府の規程を適用 特別休暇等の日数及び回数に ついては通算しない。
旅費	市の規程を適用	府の規程を適用
評価	市の規程を適用	府の規程を適用 (移管前の評価を引き継ぐ)
健康診断	市が実施	府が実施
公災補償	市が手続き	府が手続き
福利厚生	公立学校共済組合 市職員互助会	公立学校共済組合 府教職員互助組合
被服	移管する教職員については、貸与規程無し	府の規程により貸与

2 派遣（教諭、再任用教諭、養護教諭、再任用養護教諭、再任用実習助手、事務職員、管理作業員

項目	派遣前	派遣中
身分	大阪市教職員	大阪市教職員併任大阪府教職員
服務	市の規程を適用	府の規程を適用
分限・懲戒	市の規程を適用	処分事由発生の都度、 府市協議のうえ府又は市が行う
給与	市の規程を適用	市の規程に基づき市が支給 (通勤手当、特殊勤務手当、定時制通信 教育手当、産業教育手当、時間外勤務手 当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤 務手当及び管理職員特別勤務手当につ いては府条例適用)
昇給	市の規程を適用	市の規程を適用
年次休暇	市の規程を適用	府の規程を適用 派遣された時点における市の残休暇日数を 繰り越す。市に復帰する際も同様。
特別休暇等 (職免を含む。)	市の規程を適用	府の規程を適用 特別休暇等の日数及び回数に ついては通算しない。
旅費	市の規程を適用	府の職務は府の規程を適用 市の研修及び健康診断受診に かかるものは、市の規程を適用
評価	市の規程を適用	市の規程を適用
健康診断	市が実施	市が実施
公災補償	市が手続き	府の意見を付した報告書に基づき市が手続き
福利厚生	公立学校共済組合 市職員互助会 中学校職員(管理作業員を除く)に ついては 府教職員互助組合	公立学校共済組合 市職員互助会 中学校職員(管理作業員を除く)につ いては 府教職員互助組合
被服	管理作業員(再任用を含む): 市の規程により貸与 再任用教職員(管理作業員を除く): 貸与規程無し	府の規程により貸与